

平成23年第5回佐渡市議会定例会会議録（第7号）

平成23年9月27日（火曜日）

議事日程（第7号）

平成23年9月27日（火）午後2時00分開議

第1 （総務文教常任委員会付託案件）

議案第101号、議案第105号、議案第106号、議案第112号、議案第123号、請願第5号、陳情第6号

（市民厚生常任委員会付託案件）

議案第102号、議案第107号から議案第109号、議案第113号から議案第115号、陳情第5号

（産業建設常任委員会付託案件）

議案第103号、議案第104号、議案第110号、議案第111号、議案第116号、継続審査中の議案第85号

第2 議案第121号

第3 議案第122号

第4 発議案第5号

第5 発議案第6号

第6 委員会の閉会中の継続審査の件

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（27名）

1番	松本正勝君	2番	中川直美君
3番	中村剛一君	4番	臼杵克身君
5番	金田淳一君	6番	浜田正敏君
7番	廣瀬擁君	8番	小田純一君
9番	小杉邦男君	10番	大桃一浩君
11番	中川隆一君	12番	岩崎隆寿君
14番	若林直樹君	15番	田中文夫君
16番	金子健治君	17番	村川四郎君
18番	猪股文彦君	19番	川上龍一君
20番	本間千佳子君	21番	金子克己君
22番	根岸勇雄君	23番	近藤和義君
24番	祝優雄君	25番	竹内道廣君

26番 加賀博昭君
28番 金光英晴君

27番 佐藤孝君

欠席議員（1名）

13番 中村良夫君

地方自治法第121条の規定により出席した者

市長	高野宏一郎君	副市長	甲斐元也君
教育長	臼杵國男君	総合政策監	藤井裕士君
会計管理者	本間佳子君	総務課長	山田富巳夫君
総合政策課長	小林泰英君	行政改革課長	清水忠雄君
島づくり推進課長	藤井光君	世界遺産推進課長	羽下三司君
財務課長	伊貝秀一君	地域振興課長	計良孝晴君
交通政策課長	渡邊裕次君	市民生活課長	川上達也君
税務課長	田川和信君	環境対策課長	児玉龍司君
社会福祉課長	山田秀夫君	高齢福祉課長	佐藤一郎君
農林水産補佐	近藤有朋君	観光商工課長	伊藤俊之君
建設課長	石塚道夫君	上下水道課長	和倉永久君
学校教育課長	山本充彦君	社会教育課長	渡邊智樹君
両津病院院長	塚本寿一君	監査委員局長	児玉功君
農業委員会事務局長	島川昭君	消防長	金子浩三君

事務局職員出席者

事務局長	名畑匡章君	事務局次長	村川一博君
議事調査係	中川雅史君	議事調査係	太田一人君

午後 2時00分 開議

○議長（金光英晴君） ただいまの出席議員数は27名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

日程第1 （総務文教常任委員会付託案件）

議案第101号、議案第105号、議案第106号、議案第112号、議案第123号、請願第5号、陳情第6号

（市民厚生常任委員会付託案件）

議案第102号、議案第107号から議案第109号、議案第113号から議案第115号、陳情第5号

（産業建設常任委員会付託案件）

議案第103号、議案第104号、議案第110号、議案第111号、議案第116号、継続審査中の議案第85号

○議長（金光英晴君） 日程第1、これより各常任委員会に付託した案件について議題といたします。

まず、総務文教常任委員会に付託した案件について委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長、小杉邦男君。

〔総務文教常任委員長 小杉邦男君登壇〕

○総務文教常任委員長（小杉邦男君） 委員会審査報告。

本委員会に付託の事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第102条、第134条及び第136条の規定に基づき報告します。

議案第101号 佐渡市情報通信施設条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、市内3カ所で運営している情報通信施設のうち、畑野地区及び小木地区にあるサブセンターについて、施設の老朽化等により使用不能となった当該施設を廃止することに伴い、本条例の一部を改正するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第105号 佐渡市辺地総合整備計画（平成22年～24年度）の変更について。本案は、佐渡市辺地総合整備計画について、一部の事業における事業費の増額を行うため、本計画を変更するもので、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律の規定により、議会の議決を求めるものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第106号 平成23年度佐渡市一般会計補正予算（第4号）について。本予算案は、平成23年度佐渡市一般会計予算について、既定の歳入歳出予算額にそれぞれ17億1,322万6,000円を追加し、予算総額を489億7,400万1,000円とするものであります。主な内容は、歳入では、地方交付税及び市債及び繰越金を増額し、歳出では、市独自の経済対策事業として6億5,932万2,000円、過疎地域自立促進特別事業基金への積立金に4億円、財政調整基金への積立金に2億2,208万2,000円などを計上するものであります。審査の結果、次のとおり意見を付して、賛成多数で可決すべきものとして決定しました。意見（総務文教常任委員会）。10款教育費、6項保健体育費、2目体育施設費、陸上競技場周辺整備事業について。陸上競技場の駐車場については、早急に用地買収を進め、借地の解消に努めること。（産業建設常任委員会）。6款

農林水産業費、3項水産業費、2目水産業振興費、養殖・水産加工実証モデル事業について。当該事業については、実施主体が明らかでない上、補助金交付要綱に照らしても要件を満たしているとは言いがたい。また、設立が予定されている佐渡銀鮭等養殖加工推進協議会（仮称）の構成実態から見ても、今後事業を進める上での責任体制が明確でない。したがって、以上の要件が整うまで、事業の執行を凍結すること。

議案第112号 平成23年度佐渡市ケーブルテレビ特別会計補正予算（第1号）について。本予算案は、平成23年度佐渡市ケーブルテレビ特別会計予算について、既定の歳入歳出予算額にそれぞれ13万7,000円を追加し、予算総額を2億6,223万7,000円とするものであります。補正予算の内容は、歳入では、一般会計繰入金を減額、前年度繰越金を増額し、歳出では、共済組合負担金率の変更等に伴う人件費を計上するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第123号 平成23年度佐渡市一般会計補正予算（第5号）について。本予算案は、平成23年度佐渡市一般会計予算について、既定の歳入歳出予算額にそれぞれ1,630万円を追加し、予算総額を489億9,030万1,000円とするものであります。補正予算の内容は、歳入では、地方交付税を増額し、歳出では市税の還付にかかわる経費を計上するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

請願第5号 「私立高校生が学費を心配せず学べるように、学費軽減助成と経常費助成の増額・拡充を求める意見書」の採択に関する請願。本請願は、公立高校の授業料無償化により生じている私立高校学費との公私間格差を解消するため、学費軽減助成や経常費助成など私学助成の増額・拡充を求める意見書を関係機関に提出することを求めるものであります。審査の結果、原案どおり採択すべきものとして決定しました。

陳情第6号 佐渡一羽田便早期就航実現に関する陳情。本陳情は、小菅徹也ほか3名から提出されたものであります。陳情事項。1、2,000メートルの滑走路実現を求める方針を踏襲しながらも、現有滑走路を延長・改良して可及的速やかに羽田桝取得、佐渡一羽田便早期就航が実現できるよう佐渡市執行部に要請すること。2、羽田桝取得と佐渡一羽田便早期就航実現のため、新潟県知事及び新潟県議会への働きかけをすること。審査の結果、原案どおり採択すべきものとして決定しました。また、本陳情は市長へ送付し、その処理の経過及び結果の報告を請求をすべきものとして決定しました。

以上であります。

○議長（金光英晴君） これより質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、議案第106号 平成23年度佐渡市一般会計補正予算（第4号）について、田中文夫君の質疑を許します。

田中文夫君。

○15番（田中文夫君） では、補正予算の議案第106号、6款2項19目養殖水産加工実証モデル事業について質疑をします。

執行部等からの説明あるいはマスコミ等からの情報を踏まえて、この事業の周辺といいますか、それを聞いた上で理解をしているのは、3.11の東日本大震災の大津波の災害の罹災を受けた銀鮭の加工業者が佐渡と縁があるということで、その業者の再建ということでなくて、その業者の方の知恵とノウハウと今ま

での販売のルートみたいなものを活用する中で、佐渡市の成長戦略の一つとして水産加工業のてこ入れになればというふうな趣旨の中でこの事業が組まれたように理解をしています。同じ罹災者で、同じ新潟県下で、スッポンの業者なども同じような形で、会社等の再建に援助してもらったというような例をテレビでも見ましたので、まあ佐渡市もその段でやるのかなと、ある種美談めいた事業として受けとめていたのですが、所管の委員会の審議を傍聴させていただく中で、かなり問題のある事業ではないかというふうな感想を持ちました。特に私などは元金井町の出身で、海を知らずに育ちましたし、水産業などというのは全くある意味では素人に近いわけですので、この水産業、この事業そのものが成功するのかどうかということさえ実は判断するだけのきちんとした知識を持っていません。一番の最大の勘どころが東日本大震災の云々があったにしても、佐渡島民にとって利益になる、あるいは佐渡島民を元気づかせるということが当然の目的であらねばならないというふうに思っておりますので、その点も踏まえて、次の事項について審査をした所管の委員長にお伺いをします。

まず、事業の趣旨、意義について、委員会としてはどのように理解をしていたのか。特に事業のスキームといいますか、実証モデル事業の資料が後になって我々所管外の議員にも配られましたが、そこに今までの水産業のやり方とは違う、つまり市場を経由しないで、市場外の形でその銀鮭の加工をすることによってもたらされる新しい新産業の形みたいのを求めているような内容も書いてございますので、そういったことも含めてご説明をいただきたい。特に一番大事なものは、5年間の継続事業という形で予算が設定されておりますが、それに対してでは費用対効果も含めたこの事業の成功というのがその審査の中で確認されたのかどうかというようなことについてお聞きしたい。

また、傍聴しておりましたところで、1名の議員の欠員のもとに4対3でこの議案が総括の総務文教委員会に賛成という形で送られたという経緯を見ておりましたので、その中でなぜ3名の反対者が反対をしたのかその理由と、賛成した方はどのような考えのもとに賛成したのかということについてもお聞きしたい。

それで、意見がついております。先ほど総務文教委員長が読み上げましたが、この意見を見ますと、これは水産業を知らなくても議員としてさまざまな議案に接していると、どうもこの事業の議案は議案としての体をなしていないというふうな内容を伴っている意見だと思われます。議案としての体裁をなしていない議案をなぜ審議をし、それを賛成として総務文教委員会に送ったのかという、そのことについての理由もお聞きしたい。

以上。

○議長（金光英晴君） 答弁を許します。

大桃産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（大桃一浩君） それでは、田中議員の質問に答弁をさせていただきます。

まず、手続を踏まないこのような案件を、以前にも同様な案件を提案されたことがありました。また、今回も以前の反省もなくこのような案件が提案されたことは、甚だ残念としか言わざるを得ません。その上で田中議員の質疑、質問に答えさせていただきます。

まず、1番目の事業の趣旨、意義についてどのように理解したかということもろもろ、また事業が成功すると考えた理由を問うということでもあります。まず初めにこの案件が事業がどうのこうのというより

も、議論としてそもそも手続上この提案が行政上の手続、形式を無視した問題だらけの提案だったということを申し上げたいと思います。その上であえて申し上げるなら、だれも雇用確保や6次産業化を否定したわけでもなく、また事業の失敗も望んだわけでもありません。繰り返しますが、事務屋の手続と執行部の稚拙な議案提案に対して、委員会のだれもが疑義を持ったということでもあります。

2番目の審査過程で明らかとなった問題点を問うということでもあります。問題点は簡単であります。この事業実施に当たり、執行部の説明ではこの予算が条例上の予算支出の根拠がないという点です。加えて意見でも付されているとおり、実施主体が不明という点が問題となりました。

3番目の主な反対意見として、また賛成意見を紹介されたいということですが、立派な委員を有する産業建設常任委員会では、条例違反ともとれるこの案件に賛成意見は存在しません。これは、議会人として当たり前の姿であります。反対意見として、何度も繰り返しますが、この予算を支出する根拠になる条例、要領が存在しないということです。加えてあえて申し上げるなら、今まで佐渡島内各地で行われた銀鮭の養殖がことごとく失敗してきたこと、島内漁協への実施協力をしたにもかかわらず、ことごとく断られていること。そのため、実施主体がきょう現在でも決定せず、被災された民間事業者も実施主体とはならないとのこと。仮に実施者負担3,000万円という巨額の第三者による出資によりこの事業を行うのであれば、まさにふるさとの森のような行政主導の官製銀鮭養殖詐欺になるのではないかという疑義もありました。疑念もありました。これは、海の物は1回のしけですべてを失うという危険性もはらんでいるということも指摘しておきます。また、執行部側の説明では、今後さらに企業立地支援として予算負担が生じるということの詳細説明もなかったこと。つまり事業主体が決定していない中で、実施計画も佐渡市自らが作成しているということ。つまり現在のところ感じるに、佐渡市があたかも実施主体となり、自らに補助金を支出するような形式をとっていること。また、この事業主体が決まらず、実施計画書も不備だらけの状態であることもあります。通常市民から補助申請があれば、実施主体はもちろんのこと、事業内容が明らかでなければ補助金の交付はしません。当たり前のことを自分に当てはめるとできないお粗末な佐渡市の体質がここでも露見しました。

4、意見を付した理由、その真意は。先ほど田中議員がおっしゃったとおりです。反対3、賛成4の採択でした。この内容は、繰り返すようですが、当たり前の反対3と、市長が謝罪に来たのだからしょうがないだろうという温情による賛成4と理解しています。意見の内容は読んでいただいたそのとおりですが、行政手続上の過誤、これを監視する役目の議会がこの案件を無条件で通したのならば、議会としての機能を自ら否定することになると考えたからです。

以上です。

○議長（金光英晴君） 2回目の質疑を許します。

田中文字夫君。

○15番（田中文字夫君） 今の委員長の説明をお聞きしまして唖然としましたが、であるならば委員会としてこの議案を取り下げさせるなりというふうな手当てを議長等と協議をしながら進めるというようなことはなかったのでしょうか。

○議長（金光英晴君） 答弁を許します。

大桃産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（大桃一浩君） 委員会の審議中、おっしゃられたような当然行動をとらせていただきました。余りにもひどい状態だったものですから、委員会の総意で議長にお願いをし、市長にご連絡をしていただき、この案件だけ引き抜いて差し戻しをし、また条例もしくは不備な点がすべて完結した状態で、きれいな状態で提出をしたらどうですかということを進言申し上げましたが、残念ながらその行動はとられませんでした。

○議長（金光英晴君） 3回目の質疑を許します。

田中文夫君。

○15番（田中文夫君） せっかくの美談を損ねるような事務不手際が生じて、所管の委員会でけんけんがくがくとなったということについては、今のご説明でよくわかりました。議案の取り扱い上として意見を付した形で、この意見が具体的に実行される、あるいは整うということについてのその後の経過の監視といえますか、そういったことについてはどのような体制を組んで、取り組んでいこうと思っておりますか。

○議長（金光英晴君） 答弁を許します。

大桃産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（大桃一浩君） この後同様の質問が出ていますので、お答えがもう一度答えるような形になるかもしれませんが、今ほどの質問に対し答弁をさせていただきたいと思います。

今回の案件については、明らかに条例、補助金を出す、支出をする根拠がないと言わざるを得ません。今後は、幾つかの我々としては選択があると考えています。今後この予算が可決された場合でも、市長が謝罪し、約束をしています。議案自体に拘束がかかっています。すべてがクリアになった時点で予算執行を行えるものと考えていますが、この条件というものが非常にシビアなもの和我々は考えています。すべての条件が整った後、委員会の招集、条例の改編など、場合によっては臨時議会の招集もあると考えられます。また、この後の議会で、本会議で否決された場合、市長の拒否権による再議等の意見もありますが、自治法上予算に関しての否決されたものは、職員の給与など恒常的なもの、事務費など以外の再議権は認められていません。つまりこの議案は廃案となります。救いといえば、この予算が補正予算だったということです。我々は、10日以内の再議、再議決、解散、選挙まで考えましたが、そのようにはならない予定です。

以上です。

○議長（金光英晴君） 次に、議案第106号 平成23年度佐渡市一般会計補正予算（第4号）について、猪股文彦君の質疑を許します。

猪股文彦君。

○18番（猪股文彦君） 今ほどの田中議員の質疑のやりとりで、私が聞こうと思うほとんどについて大桃委員長からの答弁がありました。私は、この議会が始まる前の全員協議会並びに昨日の議員懇談会の市長の説明では、震災を受けた企業を佐渡で何とか応援してやろうという趣旨だというふうに私は当初から理解していましたので、佐渡市企業誘致奨励制度実施要綱というこの条例に当てはまるものと私は考えておりました。ところが、これについて見て、なかなかそれに当てはまるものがない。そうすればどのようにするかといえば、まずその企業の主体、どういう会社で、どこへ来て、どういう仕事をしたいのかという計画書がとりあえず出てこなければならぬ、補助金を出すにしても。まず、企業誘致条例の改正があって、

次にその補助金の要綱の改正がなければこのことは多分できないのだろうと私は思うのですけれども、まあ議会は立法府でございますので、貴委員会においてこれはどのような条例をもとにして提案されたかということをもう一度聞かせてください。

そして、これ今私が申し上げたように、立法府としての議会としては、条例や規則、要綱に反しているものは全くその審査の対象にならないのだろうと思うのですが、いま一度議会としての立場でどのような委員会の考え方を聞かせていただきたい。

次に、賛成、反対の委員のことについては、先ほど答弁がありましたので、結構ですが、この意見というのは私どもこの議会においての事実上の附帯決議だというふうに考えてよいのかどうか、そのことについての委員長のお考えを聞きたい。

先ほど委員長は最後に、この後執行部が取り下げたくない、またやりたいということであるわけですが、今後貴委員会としてはどのような対応をするのか。また、貴委員会から議会全体としてどのような委員会としての考え方があるのか、それについてお考えを聞かせていただきたいと思います。

○議長（金光英晴君） 答弁を許します。

大桃産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（大桃一浩君） 猪股議員にお答えをさせていただきます。順を追って答弁書、質疑通告書が出ていますので、お答えをさせていただきます。

まず、1番目のどのような条例をもとにこの予算が提案されたかということですが、支出の根拠は佐渡市水産業振興事業費補助金交付要綱との説明でありました。猪股議員がおっしゃられたように、企業誘致、立地の条例に関してのものではありません。

b、立法府としての委員各位の見解はどのようなものであったかと。委員会としては、先ほども申し上げたとおり、予算を支出する根拠が見出せないという見解であります。結論として賛成委員の主な論拠、反対委員の主な論拠はどのようなものであったか、この意見は事実上の附帯決議と理解してよいかということですが、先ほどお答えしたとおり積極的賛成は存在しません。反対意見は数多く存在します。条例上、要綱、要領で言えば、1、対象事業は国及び県等公的機関の補助事業として採択されたもの以外の事業、これは県からも補助金をいただくことを宣言しているので、該当しません。2、事業主体は、ア、漁業協同組合、イ、各種生産者、ウ、おおむね5戸以上の漁家で組織する団体、エ、市長が適当と認めた45歳以下の漁業後継者及びUターン漁業者となっており、実施主体が決定していない現状では判断の余地もありません。3、事業の実施期間は原則として1年間とする。ただし、次に挙げる事業項目については、おおむね3年間とする。事業計画そのものが5年以上となっています。ここでも該当しません。4、事業費は10万円から300万円までとする。ただし、市長が特に認めた場合、この限りでない。この事業約3,000万円を、市が支出する金額が3,000万円です。合計で7,700万円ほどですが、例外的に認めるかということですが、上限300万円の条例を引っ張り出して市長権限で認めろは、余りにも無理があります。つまりどれにも当てはまりません。無理に当てはめようとするなら、行政立法府のまさに崩壊であります。

また、事実上の附帯決議かとの質問ですが、これはあくまで意見であります。ただ、反対表明した者はそのとおり反対、この意見は賛成した者の意見でありまして、賛成した者でさえこのような意見をつけないければこの議案は通せないだろうという解釈であります。市議会の慣例により、附帯決議という議会議決

を伴う決議をするより、実のある意見をつけました。

d、執行部は上記予算の執行に執念を燃やしているようだが、今後の対応はどのように考えているか。産業建設常任委員会としては、先ほども申し上げました、田中委員の答弁に答えさせていただきますが、内々にこの案件にのみ差し戻しをするよう議長を通し、市長に進言いたしました。しかし、養殖のための時期が迫っているとのことから、このままいかせてくれということでした。法令違反ともとれる行為を犯してまで実施したいとのことでもあります。今後は、幾つかの選択があります。先ほど申し上げたとおり、この予算が可決された場合でも、市長が謝罪し、約束しています。再度申し上げますが、議案自体に拘束がかかっています。すべての条件が整った後、委員会の招集、条例の改編など手続はまだ山ほどあります。あえて質問者に答弁する形でお答えしますが、被災者支援、企業誘致といえども、行政議会が法令、条例を無視して予算の執行は行えないということ、時間がないという理由で法令を無視して条例も整わず、予算の執行はできないことをつけ加えます。

○議長（金光英晴君） 2回目の質疑を許します。

猪股文彦君。

○18番（猪股文彦君） そろそろわかりかけてきたのですが、先ほど申し上げましたように、市長は全員協議会で今ほどの大震災の佐渡に縁のある企業を応援しながら佐渡の養殖産業の発展に寄与させたいという趣旨だという説明があったわけですが、この意見の中に佐渡銀鮭等養殖加工推進協議会の構成の実態から見ても。この補助金を出そうとしておる主体が何か違う方向に行っているのではないかと。この辺の委員会の審査の経緯が私にはよくわからないのですが、私は率直にその企業に応援してやって雇用をふやせというほうがわかりやすいと思うのに、なぜこういうふうなわかりにくいというか、わけのわからない主体に変わったのか。市長の当初の全員協議会の説明と相当この主体が違っていると思うのですが、その辺の審査経過はどういうことになっておりましたか。

○議長（金光英晴君） 答弁を許します。

大桃産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（大桃一浩君） 我々委員会の委員も、当初は被災された方がこちらの佐渡市に来て自ら起業し、佐渡で雇用を生んでくれるものと考えていました。しかし、執行部からの説明によると、どうやらこの被災された方が直接的に佐渡市に乗り込んで自分で起業しということではないようです。ですから、説明を受けた佐渡銀鮭等養殖加工推進協議会を設立してここが実施者になるということでしたが、ここについてもどれだけの持ち分で、どのような方々が参加して、もっと言うと佐渡市内の漁協の方々が実際に参加するのかわからないのかも含めて全く決まっていないということでありました。ですから、当初我々が考えていたもの、もっと言うと執行部から報道関係各機関に説明のあったものとは大きく異なっていると言わざるを得ないと思います。猪股議員指摘のとおりだと思います。

○議長（金光英晴君） 3回目の質疑を許します。

猪股文彦君。

○18番（猪股文彦君） この議案が不備だということが非常に明確になりました。したがって、私もこの予算案に、これが附帯決意であれば賛成だと思ったのですが、これを取り下げないということになれば、この予算全体にかかわることですけれども、非常に執行部の態度が悪いというか、考え方が間違っている

と私も思いました。

そこで、この後貴委員会においては、民間企業にただでお金をくれる、簡単に言うと。とすれば、佐渡市内の企業も、おれもやってくれというのが言葉に出せない本心だと思うのです。したがって、これが条例や規則、要綱に的確に当てはまるものでなければ当然執行することはできないという認識ですが、私の考え方でおよそ貴委員会の空気はいいと見てよろしいですか。

○議長（金光英晴君） 答弁を許します。

大桃産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（大桃一浩君） おっしゃるとおりだと思います。条例を制定して、その上で公平でなければいけないものと我々委員会の各委員もこの議論の中で言うておりました。あわせて猪股議員おっしゃられたとおり、被災された企業は被災された企業として大変お気の毒なことで、当然佐渡市の中で救ってあげられるものは救ってあげなければいけないと考えますが、猪股議員おっしゃられたとおり、佐渡市内の失業者も非常に多い状況の中、島内企業のまさに公平という点では、これは著しく問題があるのではないかなという意見も出ていました。おっしゃるとおりだと思います。

○議長（金光英晴君） 次に、陳情第6号 佐渡一羽田便早期就航実現に関する陳情について、中川直美君の質疑を許します。

中川直美君。

○2番（中川直美君） 陳情第6号 佐渡一羽田便早期就航実現に関する陳情についてお尋ねをいたしたいと思います。

今回委員会で採択をされたこの陳情は、現在の佐渡飛行場の滑走路を延長、改良して、すぐにでも佐渡・羽田間に飛行機を飛ばすよう県や県議会などに働きかけろというものであります。これは、泉田県知事が過去に示した現在の滑走路をもう少し改修をして第三セクターで飛行機会社を立ち上げ、飛行機を買って2,000メートル化を待たずに今すぐにでも飛ばせということを進めるというものであります。たしか平成21年当時、泉田知事が案を示したわけですが、この泉田知事案では総額60億円の費用がかかり、その応分の負担を佐渡市に持てと言っていた案であります。この陳情書を採択するということは、佐渡市の膨大な負担なども認めることで、県知事案で進めるというものであります。これでは問題ではないかというふうに考えるわけなのですが、審査の状況をお尋ねするのが1番目です。

2番目には、佐渡市が現在進めているP I実施をとったことにも矛盾するのではないか、このように考えますが、採択をされた審査の状況をお尋ねいたします。

○議長（金光英晴君） 答弁を許します。

小杉総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（小杉邦男君） それでは、中川直美議員の質問にお答えをいたします。

本陳情は、小菅徹也さんほか3名の連名で提出されてまいったものであります。陳情の中身については、1つには現有空港の利用の方法について提言をされたものであります。あと1点は、2,000メートル化への要請を含むものであります。私たちは、陳情者の熱意を酌んで、採択を当委員会としていたしたところであります。中川議員から指摘されたこれからについては、深く議論はいたしませんでした。

以上であります。

○議長（金光英晴君） 2回目の質疑を許します。

中川直美君。

○2番（中川直美君） 言うまでもありませんが、請願権に基づく陳情や請願、いろんな意見あっていいと思うのです。それを私は別段封殺をするものではありませんが、例えばこの陳情の参考にと提出者から各議員に配られている資料ではこのように書いてあります。これまでもすべての行きがかりを捨てて、泉田知事案で佐渡の中が一枚岩になること。そして、このことを繰り返して、泉田知事提案で進むべしとしているわけであります。そして、これを佐渡一丸となって働きかけろということでありますから、私は明確に今佐渡市がとっているP Iのスタンスとも明らかに違うことになるのではないかと、そんなふうに思いますし、多くの市民の中にもいろんな意見がありますが、膨大な負担までしてやれということについては大きく意見が分かれているのではないかと思います、その辺は審査したでしょうか。

○議長（金光英晴君） 答弁を許します。

小杉総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（小杉邦男君） 中川議員にお答えいたします。

先ほど申し上げたと同様の答弁でございます。

以上です。

○議長（金光英晴君） 次に、陳情第6号 佐渡一羽田便早期就航実現に関する陳情について、加賀博昭君の質疑を許します。

加賀博昭君。

○26番（加賀博昭君） 私が陳情第6号に対する質疑の要旨は、このようになっております。佐渡一羽田早期実現に関する陳情は、現滑走路の延長、改良は不可能であり、採択とすべき理由も根拠もない、こういうふうに明快に結論を出しております。なぜか。佐渡空港というのは、昭和37年3月、滑走路1,100メートル、幅30メートルで、H級の飛行場として完成したもののなのです。ところが、昭和45年8月、8年経過してから、あの金北山が障害になるのだと言って、210メートルを削って890メートル、H級飛行場として許可されたものであります。当時の運輸省告示第211号でこれが決定したものである。したがって、舗装された滑走路というのは、1,100メートルあるのだ。しかし、危ないからその滑走路を使ってはならぬと言ってくい打たれたわけです。したがって、これを改良したって、そんな羽田まで飛べるような飛行場はできないのだと私は思うのです。

そこで、仄聞するところによると、委員長、副委員長は陳情者にお会いしたと聞いておるのです。だから、お会いして意見を聞いたと思うのですが、それはどういう意見であったのか。そして、委員長、副委員長は、こういう特殊な環境にある、一言で言ったら改良不可能という現空港の法線であるということとちゃんと説明してやったのかどうか。この親切さがあってしかるべきだと思うのですが、いかがでしたか。

○議長（金光英晴君） 答弁を許します。

小杉総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（小杉邦男君） 加賀議員に答弁を申し上げます。

先ほど中川委員にも申し上げましたが、私どもは現空港の利用方法という提案をいたしておるものであり、2,000メートル化についても、これはその真意の中に要請が入っていると、こういう理解をいたして

いるところです。

それから、今ほどの質問のように、陳情者とお会いしたかと。陳情者から要請があつて、お会いもしました。その中で、一定のお話を聞きました。特に現状からいって佐渡―羽田便の飛ぶことによる、それは県がどういう選択をするかは別であります、ことによるある面では経済的高揚等に強い意見があったというようなことも承知をいたしているところであります。その後において出てきた陳情であります。そのあたりも勘案しながら、委員会としては全体でその熱意を酌んで陳情を採択をいたしたと、こういうことであります。

以上であります。

○議長（金光英晴君） 2 回目の質疑を許します。

加賀博昭君。

○26番（加賀博昭君） そこで、ちょっと後段の説明をいたしますが、このような山が邪魔だというような法線の佐渡空港をつくってしまったからどうもこうもならぬ。そこで、平成3年1月、第6次空整で新たな2,000メートルという法線が決められて、これが閣議決定をされたところであります。そして、最近では平成20年の10月2日にATR機がデモフライト、これはテストパイロットと言って、普通のパイロットではないのです。極めて高度な技術を習得した操縦士なのですが、彼が油を3分の1に減らし、乗客も3分の1に減らして着陸したのです、私も乗りましたが、新潟まで乗っていきましたが。

そういう経過がある中で、泉田知事は突如21年の12月13日に、きのうまで田んぼ1反歩500万円をお願いをしたいと言って判こをもらって歩いた。突如一晩夜が明けたら、200万円に下げてもう一回同意を取り直せという極めて乱暴なことを言ってきたわけでございます。そこで、市長大変苦渋の選択といたしまして、その差額が10億円であるから、どうしても県が出せないと言うなら佐渡市がその10億を負担して、平成5年に決めた田んぼ1反歩500万、その価格を保証しようということを地権者全員に文書でご案内を申し上げた。それで、22年1月9日の地権者説明会、これは県がやったのですが、これを乗り切ることができた。

こういう経過もありまして、現在は印判は絶対押さないという人は4人しかいないわけです。P Iということを言われておるのですが、P Iというのは1年間かけてやる調査でございますけれども、そもそもP Iという手続が挿入されたのは、あの三里塚の住民が束になって、体を張って反対運動をやったその経験に照らして住民参加をしていこうということになったわけだ。しかし、今は本当に印判を押さない人は何人かと。たった4人なのです。そうすれば泉田知事がP Iを阻止する理由はない。ところが、さきの県議会議員選挙であのように、ご承知のように、中野洸県会議員がなかなか佐渡の意向に沿って動いてくれぬということで急遽県議会議員選挙が行われて結論が出たということなのです。いわんや今ほどの改良不可能の滑走路を改良してやれなどということは不可能なので、それを言うならP Iを早くやれということのほうが合理的だということを委員長、副委員長は陳情された代表者に説明しなかったのですか。その点聞きたい。

○議長（金光英晴君） 答弁を許します。

小杉総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（小杉邦男君） 加賀議員にお答えいたします。

後段の部分の指摘されたことはいたしませんでした。それから、答弁は先ほどの答弁と同様であります。よろしくをお願いします。

○議長（金光英晴君） 3回目の質疑を許します。

加賀博昭君。

○26番（加賀博昭君） そこで、委員会としては、消極的ではあるが、この陳情については原案どおり採択すべきものとして決定したと。反対者がいないのです。つまり賛成多数で採択すべきものとして決定したとはなっていない。全員一致でよろしいと思う。その後が悪い。いいですか。「本陳情は市長へ送付し、その処理の経過及び結果の報告を請求すべきものとして決定しました」と。これは、私流に申し上げさせていただければ、おれたちはそれ採択すると。だけれども、どうも納得いかぬ面もあるから後ろへまわってやれやというような一面があると。ちょっと悪い言い方するところなのです。そこで、あなたたちが市長に投げるという処理をしたということの真意はどういうところにあったのか、最後の質問としてお聞きします。

○議長（金光英晴君） 答弁を許します。

小杉総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（小杉邦男君） 委員会は、全会一致で採択をいたしましたものであります。

それから、市長のほうへの送付の関係については、表現されている内容のとおりであります。

○議長（金光英晴君） 以上で質疑を終結いたします。

これより総務文教常任委員会に付託した案件のうち、議案第106号 平成23年度佐渡市一般会計補正予算（第4号）についての採決をいたします。

本案の採決は、起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（金光英晴君） 起立多数であります。

よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、総務文教常任委員会に付託した案件のうち、陳情第6号 佐渡一羽田便早期就航実現に関する陳情を採決いたします。

本案の採決は、起立により行います。

本案に対する委員長の報告は採択であります。

本案は、委員長の報告のとおり採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（金光英晴君） 起立多数であります。

よって、本案は委員長の報告のとおり採択されました。

次に、総務文教常任委員会に付託した案件のうち、議案第106号 平成23年度佐渡市一般会計補正予算（第4号）及び陳情第6号 佐渡一羽田便早期就航実現に関する陳情を除く案件について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金光英晴君） 異議なしと認めます。

よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

市民厚生常任委員会に付託した案件について委員長の報告を求めます。

市民厚生常任委員長、金田淳一君。

〔市民厚生常任委員長 金田淳一君登壇〕

○市民厚生常任委員長（金田淳一君） 委員会審査報告。

本委員会に付託の事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第102条及び第136条の規定に基づき報告します。

議案第102号 佐渡市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律が本年7月29日に施行されたことに伴い、佐渡市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正するものであります。改正の内容は、災害弔慰金の支給対象となる遺族の範囲に、死亡した者の兄弟姉妹を加えるものであり、本年3月11日以後に生じた災害により死亡した市民に係る災害弔慰金の支給について適用するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第107号 平成23年度佐渡市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について。本予算案は、平成23年度佐渡市国民健康保険特別会計予算について、人事異動等に伴う人件費の減額等により、既定の歳入歳出予算額からそれぞれ720万2,000円を減額し、予算総額を71億5,579万8,000円と定めるものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第108号 平成23年度佐渡市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について。本予算案は、平成23年度佐渡市後期高齢者医療特別会計予算について、人事異動等に伴う人件費の増額及び広域連合納付金の増額等により、既定の歳入歳出予算にそれぞれ1,472万2,000円を追加し、予算総額を7億2,752万2,000円とするものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第109号 平成23年度佐渡市介護保険特別会計補正予算（第1号）について。本予算案は、平成23年度佐渡市介護保険特別会計予算について、人事異動等に伴う人件費の増額、保険給付費の増額及び前年度保険給付費の確定による国庫支出金等返還金の増額により、既定の歳入歳出予算にそれぞれ2億9,048万円を追加し、予算総額を73億6,568万円とするものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第113号 平成23年度佐渡市歌代の里特別会計補正予算（第1号）について。本予算案は、平成23年度佐渡市歌代の里特別会計予算について、人事異動等に伴う人件費の減額等により、既定の歳入歳出予算からそれぞれ107万6,000円を減額し、予算総額を4億9,282万4,000円とするものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第114号 平成23年度佐渡市すこやか両津特別会計補正予算（第1号）について。本予算案は、平成23年度佐渡市すこやか両津特別会計予算について、人事異動等に伴う人件費の増額等により、既定の歳入歳出予算にそれぞれ207万7,000円を追加し、予算総額を5億8,537万7,000円とするものであります。審

査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第115号 平成23年度佐渡市病院事業会計補正予算（第1号）について。本予算案は、平成23年度佐渡市病院事業会計予算について、人事異動等に伴う人件費の減額及び医療機器の更新等に伴う増額のため、収益的収支において支出予定額から1,557万円を減額し、また資本的収支において収入予定額に4,568万5,000円を追加し、支出予定額に2,468万5,000円を追加するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

陳情第5号 入湯税の引下げ及び免除を求める陳情。本陳情は、「温泉を愛する会」から7,084名の署名を添えて提出され、次の事項について陳情するものであります。陳情事項。1、入湯税の引下げを行うこと。2、高齢の利用者については、より一層施設を活用できるよう、入湯税を免除すること。審査の結果、原案どおり採択すべきものとして決定しました。また、本陳情は市長へ送付し、その処理の経過及び結果の報告を請求すべきものとして決定しました。

以上です。

○議長（金光英晴君） 質疑及び討論の通告がありませんので、これより市民厚生常任委員会に付託した案件について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金光英晴君） 異議なしと認めます。

よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

産業建設常任委員会に付託した案件について委員長の報告を求めます。

産業建設常任委員長、大桃一浩君。

〔産業建設常任委員長 大桃一浩君登壇〕

○産業建設常任委員長（大桃一浩君） 委員会審査報告書。

本委員会に付託の事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第102条の規定に基づき報告します。

議案第103号 佐渡市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、河原田住宅の全部及び須川住宅の一部について、市営住宅としての用途を廃止するため、佐渡市営住宅条例の一部を改正するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第104号 市道路線の認定について。本案は、県道多田皆川金井線小倉峠バイパス工事に伴い、現在の県道部分を市道路線として認定するため、道路法の規定により、議会の議決を求めるものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第110号 平成23年度佐渡市簡易水道特別会計補正予算（第1号）について。本予算案は、平成23年度佐渡市簡易水道特別会計予算について、既定の歳入歳出予算額からそれぞれ565万8,000円を減額し、予算総額をそれぞれ14億1,164万2,000円とするものであります。主な内容は、人事異動等に伴う人件費の減額であります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第111号 平成23年度佐渡市下水道特別会計補正予算（第2号）について。本予算案は、平成23年

度佐渡市下水道特別会計予算について、既定の歳入歳出予算額からそれぞれ1,947万3,000円を減額し、予算総額をそれぞれ30億7,482万7,000円とするものであります。内容は、人事異動等に伴う人件費の減額であります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第116号 平成23年度佐渡市水道事業会計補正予算（第1号）について。本予算案は、平成23年度佐渡市水道事業会計予算について、収益的支出の予定額に1,524万1,000円を追加し、資本的収入予定額に6,000万円を追加し、資本的支出の予定額に7,019万3,000円を追加するものであります。主な内容は、人事異動等に伴う人件費の減額と修繕費及び建設改良費の増額であります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

継続審査中の議案第85号 佐渡市ふるさとの森基金条例及び佐渡市ふるさとの森づくり特定分収林事業管理条例を廃止する条例の制定について。本案は、ふるさとの森づくり特定分収林事業を本年10月31日をもって終了することに伴い、関係する条例を廃止するものであります。審査の結果、賛成多数で原案どおり可決すべきものとして決定しました。なお、審査において付した意見は次のとおりであります。意見。当該事業は合併前の契約に基づく事業であるが、分収契約処理に関して、期間満了直前まで処理を先延ばしし、結果として基金の低減を招いたものである。また、当委員会から再三の指摘にもかかわらず、契約者との折衝も適正を欠き、収益分配金の決定に混乱を招いた。このことについて厳重に注意する。今後の当該契約処理に当たっては、当委員会の指摘を踏まえて適切に対応すること。

以上であります。

○議長（金光英晴君） 質疑及び討論の通告がありませんので、これより産業建設常任委員会に付託した案件のうち、継続審査中の議案第85号 佐渡市ふるさとの森基金条例及び佐渡市ふるさとの森づくり特定分収林事業管理条例を廃止する条例の制定についてを採決いたします。

本案の採決は、起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（金光英晴君） 起立多数であります。

よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、産業建設常任委員会に付託した案件のうち、継続審査中の議案第85号 佐渡市ふるさとの森基金条例及び佐渡市ふるさとの森づくり特定分収林事業管理条例を廃止する条例の制定についてを除く案件について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金光英晴君） 異議なしと認めます。

よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（金光英晴君） 日程第2、議案第121号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長、高野宏一郎君。

〔市長 高野宏一郎君登壇〕

○市長（高野宏一郎君） それでは、議案第121号についてご説明申し上げます。

人権擁護委員候補者の推薦について。本案は、佐渡市の人権養護委員、菊地和恵氏の任期が平成23年12月31日をもって満了となりますが、引き続き菊地氏を人権擁護委員の候補者として推薦することについて、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。なお、任期は法務大臣の委嘱の日から3年間であります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（金光英晴君） お諮りいたします。

ただいま議題になっております議案第121号 人権擁護委員候補者の推薦については、これを同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金光英晴君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第122号

○議長（金光英晴君） 日程第3、議案第122号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長、高野宏一郎君。

〔市長 高野宏一郎君登壇〕

○市長（高野宏一郎君） それでは、議案第122号をご説明申し上げます。

人権擁護委員候補者の推薦について。本案は、人権擁護委員の山本輝久氏が平成23年6月1日に逝去されたため、後任に佐渡市橘501番地の4、岩下彰顯氏を人権擁護委員の候補者として推薦することについて、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。なお、任期は法務大臣の委嘱の日から3年間であります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（金光英晴君） お諮りいたします。

ただいま議題になっております議案第122号 人権擁護委員候補者の推薦については、これに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金光英晴君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4 発議案第5号

○議長（金光英晴君） 日程第4、発議案第5号 意見書の提出についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

小杉邦男君。

〔9番 小杉邦男君登壇〕

○9番（小杉邦男君）

発議案第5号

私立高校生が学費を心配せず学べるように、学費軽減助成と経常費助成の増額・拡充を求める意見書の提出について

上記の議案を別紙のとおり佐渡市議会会議規則第14条の規定により提出する。

平成23年9月27日

提出者	佐渡市議会議員	小杉邦男
賛成者	〃	本間千佳子
	〃	白杵克身
	〃	中川隆一
	〃	中村良夫
	〃	若林直樹
	〃	猪股文彦
	〃	川上龍一
	〃	近藤和義

私立高校生が学費を心配せず学べるように、学費軽減助成と経常費助成の増額・拡充を求める意見書

今日、全国では約3割の高校生が私立高校で学んでおり、私立高校は公立高校と同様に公教育として重要な役割を担っている。

平成22年4月に公立高校の無償化が実現した。一方、私立高校では、学費の一部を補う就学支援金が支給されることになった。この措置により、私立高校の学費負担は以前より軽減されたものの、大多数の保護者にとっては、初年度納付金で全国平均約59万円の負担が残ったままとなっている。

憲法および教育基本法では「教育の機会均等」と「私立学校教育の振興」をうたっている。しかし、私立高校に対する公費（私立高校の運営に係る助成）は公立高校の約4割にとどまっており、私立高校への公費が低く抑えられていることは、これらの法に照らしても憂慮すべき状況となっている。

よって、政府並びに国会においては、私立高校が公教育に果たしている役割を十分理解されるとともに、学費と教育条件の公私間格差解消を展望し、就学支援金制度の拡充とともに私学助成国庫補助制度の維持・拡充が図られるよう要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

私立高校生が学費を心配せず学べるように、学費軽減助成と経常費助成の増額・拡充を求める意見書

私立高校は、建学の精神に立脚し、地域の子どもたちの教育に邁進しながら、独自の伝統と特色ある教

育を展開し、公教育としての重要な役割を担ってきた。

平成22年4月より公立高校の無償化が実現した。一方、私立高校では、学費の一部を補う就学支援金が支給され、私学保護者の学費負担が軽減されることになった。また、本県においては、平成23年度に県独自の学費軽減助成予算が増額され、年収350万円未満世帯の学費負担軽減が図られた。しかし、依然として初年度納付金で平均約17万～40万円の負担が残されたままとなっている。

また、教育条件においても私立高校は専任教員の数において公立の8割程度と少なく、公立高校との格差が生じている。

このように学費と教育条件において格差が生じているのは、私立高校への公費が公立高校の約4割にとどまっているからに他ならない。

よって、新潟県においては、私立高校が公教育に果たしている役割を十分理解されるとともに、学費と教育条件の公私格差解消を展望し、県独自の学費軽減助成制度の拡充とともに経常費助成の増額・拡充が図られるよう要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

ご賛同のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（金光英晴君） お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金光英晴君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5 発議案第6号

○議長（金光英晴君） 日程第5、発議案第6号 意見書の提出についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

小杉邦男君。

〔9番 小杉邦男君登壇〕

○9番（小杉邦男君）

発議案第6号

「離島振興法」の改正・延長を求める意見書の提出について

上記の議案を別紙のとおり佐渡市議会会議規則第14条の規定により提出する。

平成23年9月27日

提出者	佐渡市議会議員	小	杉	邦	男
賛成者	〃	若	林	直	樹
	〃	大	桃	一	浩
	〃	竹	内	道	廣
	〃	根	岸	勇	雄
	〃	近	藤	和	義

「離島振興法」の改正・延長を求める意見書

平成28年の離島振興法制定以後、全国の離島において離島振興事業が積極的に進められ、離島の生活条件が大いに改善し、産業基盤も着実に整備されてきたところである。

しかしながら、高齢化の進行、割高な流通・生活コスト、航路及び航空路の廃止・減便、医療従事者の不足等、離島をとりまく環境は依然として厳しい状態が続いている。

また、外海離島のように、国境を接している自治体は、領域や海洋資源、海岸漂着物等の大きな問題を抱え、周辺諸国との難しい国際関係に直面している。

よって、国は、離島の国家的・国民的な役割を十分認識し、離島自治体が自主・自立性を発揮して離島振興を進めることができるよう、離島振興対策の見直しを図る必要がある。

特に、下記事項の実現を強く求める。

記

- 1 総合的な離島振興を強力に推進するため、「離島振興法」を改正・延長すること
- 2 国庫補助負担金の一括交付金化にあたっては、離島への補助金・交付金等は、一括交付金の対象から除外し、国の責任において必要な額を確保すること
- 3 平成23年度に実施された離島ガソリン流通コスト支援事業については、暫定的予算措置であるため、税制改正により、恒久的な措置を実現すること
- 4 離島医療の深刻な事情に鑑み、総合医の養成・確保を早急に行う対策を講じるとともに、ドクターヘリ等緊急輸送体制の整備を積極的に進めること。
- 5 離島へき地教育を充実するため、学校統合に伴う遠距離通学及び寄宿舎管理運営に係る財政措置を充実すること
- 6 本土との経済的格差を解消するため、離島航路にかかる海上輸送費に対する補助制度について、改めて検討されたい

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

賛同のほどよろしくお願いします。

○議長（金光英晴君） お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金光英晴君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6 委員会の閉会中の継続審査の件

○議長（金光英晴君） 日程第6、委員会の閉会中の継続審査の件を議題といたします。

各委員長から目下委員会において審査または調査中の事件につき、会議規則第103条の規定により、お手元に配付した申出書のとおり閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。各委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金光英晴君） 異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決しました。

○議長（金光英晴君） これで本日の日程は全部終了いたしました。

市長から発言を求められておりますので、これを許します。

高野市長。

〔市長 高野宏一郎君登壇〕

○市長（高野宏一郎君） それでは、平成23年第5回市議会定例会の閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

去る21日夜に再接近して通過した台風15号は、長時間にわたる大雨と強風を伴い、市内においても県道佐渡一周線の土砂崩れによる全面通行止めなどの道路被害や農産被害等が発生しまして、市民生活に影響を及ぼしました。現在、市を挙げて現地確認等の対応に努めているところであり、速やかに復旧を進めてまいります。

さて、本定例会に提案いたしました議案及び継続審査となっていた議案につきましては、慎重なご審議を経て議決いただき、厚く御礼申し上げます。長引く不況の中、佐渡経済を取り巻く状況は依然として厳しいものがあります。今議会においては、経済対策として、雇用対策、子育ての生活支援、安心して暮らせる地域づくり、地域活性化のための細かな取り組みを柱に総額6億6,000万円の予算規模での補正予算を提案し、議決をいただきました。安全・安心まちづくり事業、中小企業緊急雇用安定助成事業、商業プレミアム商品券発行等、各予算に計上した事業の速やかな、かつ効果的な推進により各事業間を連携させ、あらゆる産業、文化への経済効果を波及させてまいりたいと考えております。

一般質問においては、多くの議員の皆様方から、産業振興、観光振興、高齢者支援対策、経済不況対策、エネルギー対策等にご提言、ご提案をいただきました。これらを踏まえて今後の市政執行に当たり、十分心して努めてまいります。

この9月に、大震災、原発事故という大きな問題が起きまして、野田新政権も誕生いたしました。現在、全会派の国会議員による離島振興法改正に向けた作業が進められているところでございます。改正に向けては、交付金制度や離島特区制度の創設等を盛り込んだ提言がなされており、今後提言の実現はもとより、さらに充実した内容となるよう強く求めていると考えております。

酷暑の夏も、いつしか実りの秋を迎えました。今後気温の変化も大きくなりますが、皆様におかれましても健康に十分留意され、市勢発展のためにご活躍くださることをご祈念申し上げて、閉会に当たってのごあいさつといたします。

○議長（金光英晴君） 以上で会議を閉じます。

平成23年第5回佐渡市議会定例会を閉会いたします。

午後 3時15分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成23年9月27日

議 長 金 光 英 晴

署 名 議 員 大 桃 一 浩

署 名 議 員 岩 崎 隆 寿

署 名 議 員 中 村 良 夫